

經濟論叢

第123卷 第4・5号

プロイセン・ドイツの近代化と地方自治(1)……大 野 英 二	1
Currency Board System 生成の論理, 1893-1917年(上) ……………本 山 美 彦	19
フランスの貴族商業論のひとつま(上)……………木 崎 喜代治	41
二つの生産理論 ……………有 賀 裕 二	68
19世紀末シチリアの果樹・ 樹木栽培と自由貿易主義的利害 ……………丸 山 優	89
研究ノート	
作成者指向の会計理論の構想 ……………高 寺 貞 男	115

昭和54年4・5月

京都大學經濟學會

Currency Board System 生成の論理, 1893-1917年 (上)

——セイロンを事例として——

本 山 美 彦

目 次

はじめに

- I 植民地幣制の性格
- II 輸出の拡大と通貨供給……………以上 (上)
- III 政府紙幣制度の特徴
- IV ルビー銀貨の廃貨か金本位制か……………以上 (中)
- V 銀価反騰と通貨不足
- VI 幣制の修正と為替本位制への途
- おわりに……………以上 (下)

は じ め に

歴史的産物のそれぞれが生成上の必然性をもっているにしても、生成したもののすべてが合理的であると言えるわけではない。いまさらこのようなことを言うのは、タイプの異なる歴史的産物を比較して、1つのものを正常と判定し、他のものを偏倚的であると断定する二分法的論議にわれわれがしばしば出くわすために、生成したものの必然性と合理性とについて、今少し掘り下げられるべき点があると思えるからである。植民地幣制を扱うさいに遭遇する困難性はまさにこの両極端のいずれかにわれわれが引き寄せられてしまって、結論が諦観的宿命論で終わるか、厳しい断罪の叙述にもかかわらず軌道修正の具体的な処方箋を含まぬ空疎で無気力な歴史認識の呈示にとどまる、という点にある。

たとえば、セイロンのような輸出経済の幣制の中に、イギリス資本主義の帝国主義的支配—従属構造を見出すことは容易である。そしてまた、幣制そのも

の性格が輸出経済に適合的であるという側面を指摘することも正しい。この点を証明する事実の集積は苦もなく可能だからである。しかし、歴史理論あるいは経済理論が具体性においてこの次元にとどまっているかぎり、政治上の独立後、自立的幣制を樹立すべく中央銀行が設立されたのに、依然として通貨供給システムが輸出経済依存型であったことを説明できないし、経済的従属から脱却できなかったという判断を提示することが精一杯となる。この種の経緯を見ても、上の抽象的次元の認識のもつ無内容性は明きらかであろう。

他にどのような方策があったのか、と言った I. Greaves¹⁾的な居直り論に対して、弁護論的である、帝国主義的である、との応酬をしてみたところで、従属的幣制から自立的幣制への移行の展望が拓けてこないことは言うまでもない。

そもそも、輸出経済を固定するためにのみ植民地の幣制はあったのではない。輸出経済の先行からくる通貨不足を打開する方策としてそれは生成してきたものである。抽象的次元で見ても、輸出経済の先行型幣制下にあってはむしろ豊富な外貨が取得できるのであって、これを対価とした発券制度が維持されるかぎり、国内流動性の不足に悩まされることはないはずである²⁾。国内流動性を供給するためにこそ出超の継続を宿命づけられている、という反論が当然出てくるであろうが³⁾、それは結果論である。もし国際収支の赤字構造の長期化があれば、国内経済にデフレ効果が働くことは何れ後進諸国に限られたものではなく、基軸通貨国を除く先進資本主義国の全てに共通したことがらだからであ

1) I. C. Greaves, *Colonial Monetary Conditions*, Colonial Office, Colonial Research Studies, No. 10, H. M. S. O., 1953, および, *Colonial Sterling Balances*, Princeton, 1954.

2) 「多くのヨーロッパ諸国が戦後(第1次)直後は通貨制度の崩壊という事態に直面したが、セイロンは、同様の発行制度をもつ多くのイギリス領植民地と同じく、この種の問題はまったくなかった」(H. A. S. Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, Bell and Sons, 1962, p. 158)。

3) 「植民地通貨制度はスターリング為替本位制であり、通貨増発は植民地の輸出によって稼得されたポンド(ドル)を通貨当局に払い込むことによって実現する。このような形で稼得した通貨は輸出に見合う輸入であって、もし国内の通貨増発が要請される場合は、他の輸入をあきらめねばならない……本来輸入にあてられるべき稼得ポンドが、通貨の準備として拘束されてしまっているのである」(A. Hazlewood, 'Sterling Balance and the Colonial Currency System,' *The Economic Journal*, Dec. 1952, p. 945)。

る。むしろ、このような次元から問題を設定するかぎり、正貨に対してだけではなく、外国為替に対して国内通貨を供給できるようになった為替本位制的な植民地幣制(具体的には Crown Board System を指す)は、典型的な金本位制をもつ先進資本主義国のそれよりも弾力的な性格をもっていたことになってしまう。しかし、このような理解に対しては、国内商業手形を対価とした通貨供給システムではなかった、という再度の反論も提起されるに違いない。この反論に対しては、国内商業手形を対価とした発券制度の確立を見た戦後の後進諸国がはたして自立的な幣制を確立し、幣制も弾力的且つ安定的なものになったであろうか、という疑問を対置すればよいであろう⁴⁾。要するに、その従属性を指摘し、輸出経済に適合的な幣制に帝国主義の締めつけを見出すだけの抽象的次元の認識からは、事態の局面打解の展望はまったく出てこないと言っても過言ではない。もっと幣制の論理に内在した具体的な史実の発掘からわれわれは現代の絡み合った糸口をほぐしていく営為に入らねばならないのである。

そのさい、本来ならば輸出経済の定着は、国内の流動性を豊富にするはずであるのに、セイロンのような型の輸出経済地域では逆に通貨不足を起こしていた、という局面の理解が、幣制史を扱う議論の単純化に1つの歯止めを設定してくれるものと思える。すなわち、幣制のもつインターナショナルな性格と、地域的通貨圏の存在という事実、および国内経済の性格により決定される通貨需要の型、という3つの要因の相互規定性を理解することである。セイロンの幣制1つをとっても、各局面の移行自体には、それぞれ複数の選択可能性があった。各岐路における各選択の累積の帰結として現代後進国の幣制の従属性は定着したのであるが、われわれは、今の段階で性急な結論を出すよりも、その選択に流れていた論理を追うことにより問題を整理しておこう。われわれの論

4) 1940年時点においてさえ、セイロンの幣制をルビー・リンクからスターリング・リンクに変更しようとした幣制改革において、それがセイロン・ルビーのインド・ルビーに対する過高評価に導き、ただでさえ、国内投資の機会に乏しいセイロンの資金が、インドに吐け口を求めることができなくなる、とセイロンの商議所と為替銀行が反対し、結局、その措置はとりやめになった、といういきさつがある。Observations of the Financial Secretary in introducing Currency Ordinance in 1940; Ceylon Hansard, 1940, pp. 415-21, 参照。

稿の段階では、なお史実の中に沈黙しておかねばならない。が、新たな史実を論じる前に、これまでの叙述から得られた局面の論理の中間的総括をしておくことが、近・現代の時代の幣制史を論じる方向を明確にする意味で必要なことであると思える。

I 植民地幣制の性格

植民地の幣制の性格を形成した要因は、次の6つの困難性であったと言えるだろう。1つは、いかなる鑄貨であれ、鑄貨が絶対的に不足していたことがあげられる。とくに、セイロンのような小さな経済は、鑄貨のプール地を形成できず、鑄貨の大きな流れの通貨点でしかなかった。2つは、地金価値の裏付けのある（正確なものではないが）鑄貨の呪縛からの脱出が困難であったことである。これは信用制度が未発達であるという局面の反映でもあるが、絶えざる外国支配のもとに不換紙幣の被害を蒙った苦い歴史的経験と、外国の出稼ぎ労働者の流出入を繰り返していた輸出セクターのもたらす帰結でもあった⁵⁾。

3つは、主要な輸出生産物の市場をヨーロッパに見出しながらも、日常生活必需品は近隣の大経済圏に依存しなければならなかったことから地域的通貨圏からの離脱が困難であったことである。セイロンはこの典型例であるが、この地は、稼得できたスターリング債権がストレートに国内通貨供給の対価になりえず、その債権がルピーに転化されてはじめて国内通貨の供給ができるという状況であったために、スターリング債権の累積にもかかわらず、絶えず国内通貨の不足に悩まされていた。あるいはまた、インドの通貨政策の如何では、セイロンの輸出が好調であるにもかかわらず、スターリング債権をルピーに転化できないという困難性にセイロンはしばしば遭遇せざるをえなかった。このために、小さな経済しかもたない植民地にとっての最大の課題は隣接のインドの

5) たとえば、セイロンに在住するインド人労働者の数は1930年にこれまでのピークの54万3,459人であったが、恐慌が波及した1933年には45万9,822人に減っていた。しかもこれらインドのほぼ全員が関期には南インドに帰還していたのである。Administration Report of Controller of Indian Immigrant Labour, 1930, および, Statistical Abstract of Ceylon 1950, 参照。

幣制からいかにして独自性を確保するか、といった点にあったのである。しかし、地金のプール地でなかったセイロンは、ルビー銀貨の供給をインドに仰がねばならず、通貨圏の離脱はきわめて困難であった。4つは、植民地の経済、とくに輸出経済の拡大のスピードが非常に早く、通貨の供給をそのスピードに合わせることが困難であったことを指摘できよう。このために、いわゆる成長通貨の供給体制と通貨の安定との間には深刻なズレが絶えず存在していたのである。「季節が来ればバラも咲く」事態の現出は簡単に進行したのではない。5つは、土着経済と輸出経済との間に横たわる深淵からくる問題である。気の遠くなるような長い時間さえかければ、非貨幣的土着経済も次第に商品経済化され、優良な国内商業手形も現われてきたであろう。しかし、たとえ貨幣経済の果実が芽生えたとしても、それは土着経済に密着した Chettiers のような土着金融業⁶⁾の領域に組み込まれる傾向を見せていたし、利潤と安全性とを至上とするヨーロッパの植民地銀行は輸出関連部門にのみ自らの活動領域を限定していた。国内金融の深刻な二重構造（輸出部門と土着部門との切断）という事態は、生産の組織化という動因とそのための金融の与えられ方が外部から進入したものであり、内発的衝動を欠いていたという歴史的経緯からもたらされたものである。最後に、植民地の生産の急進展の時期が先進資本主義諸国の銀本位制、ないしは金銀複本位制からの離脱の時期と一致したという歴史的タイミングの悲劇があげられる。廃貨となった銀は滔滔とアジアに流入し、銀価下落と対ヨーロッパ為替相場の急速な下落は、多かれ少なかれイギリスに債務を負っていたアジアの諸国の財政を困窮に陥れ、貿易取引きは投機の恰好の材料にされ、経済は深刻な落ち込みを経験することになった。ところが後で述

6) 正確には, Natukottai Chettiers という。金融業と貿易とを営み、営業エリアはビルマ、マレー、インドシナに及んでいた。19世紀に入りセイロンの国内金融はほとんど彼らの手に握られることになった。セイロンではとくにインド、ビルマからの米輸入商に対する金融が大きなウエイトを占めていたが、20世紀に入ると自ら輸入商に転化してしまう。彼らの商店数はセイロン内で556もあり、うち200がコロomboに集結していた。彼らはヨーロッパ系銀行とセイロン人商社との仲介役であり、銀行の短期金融のうちセイロン内に投資されるものは、ほとんど彼らの仲介を経るものであった。Ceylon Banking Commission Report, Vol. II, Minutes of Evidence, p. 488; S. P. 23 of 1934, 参照。

べるように皮肉なことに投資市場の為替の安定を企図するヨーロッパ諸列強による幣制改革そのものが、今度は銀貨量を過度に縮小させ、アジア経済を深刻な通貨不足に陥れてしまった。このために、国内均衡と国際均衡との間にある対立関係（多かれ少なかれ先進資本主義諸国にも共通して存在していた対立点であったが）は、後進諸国においては格段の深刻な現れ方をするようになった。

言うまでもなくこれらの諸困難が別個に切り離されて発現したわけではない。各時代の幣制の局面は、これらすべてが複合して形成されたものであった。そしてまた、各局面の難局を乗り切る経済の担い手たちの営為が満足な成功を収めたことはほとんどなかったと言ってよい。にもかかわらず、1つの制度が行き詰ったときには、糊塗的であれ局面打開のさしあたっての選択はなされたのであり、各選択に流れていた姿勢は、宗主国通貨と緊密にリンクさせ、その通貨に対する為替相場の安定を追求することであったと言えるだろう。通貨不足に対処する方策は、為替安定の次に来る次善の策であったことも確かである。このことが、宗主国資本の活動舞台を保証する最低限の条件であったのだが、問題は、本国資本のこの面における強い希求があるにもかかわらず、そうした主観の願望が決して満足な結果をもたらしたわけではない、という点にある。しかも、少なくとも19世紀段階では宗主国の意のままに制度を動かしたはずである状況ですらほとんど成果を収めえなかったことは、植民地の幣制の掌握がいかに困難であったかを物語るものであろう。

継続的な営為の結果得られた教訓は次のようなものであった。ローカルな経済の幣制を安定させる力は、ローカルな経済の掌握者をはるかに越えたところに、すなわち、世界市場舞台における通貨状況を左右できる巨大な組織によってのみ発揮できるということ、そしてまた、世界的通貨状況が銀価下落による悪化を見せるようになれば、いかに巨大組織であるとは言っても、個々の民間銀行あるいは単なるシティのおよぼす照射力では手に余るものとなり、帝国主義政策のすべてを動員してのみ有効となりうるということであった。このことを逆に表現すれば、イギリス帝国主義の全精力をあげた力の行使によってのみ

混乱を何とか收拾できる類の幣制の安定は、世界政治の均衡という状況下でのみ存立できたにすぎぬ19世紀段階のローカルな政治権力の手に負えるものではなかった、との判断が出てくることになるだろう。問題はしたがって、国際均衡の犠牲に国内均衡がまわされた、という次元のものではなく、国内均衡の実現のためにも国際均衡のバランスに依存せざるをえなかったという個々の植民地経済の世界市場における比重の小ささの中にあっただけである。

そうした状況を集約的に示す事例は、われわれがすでに論じてきた1825年の Treasury Minute と the Oriental Bank Corporation の倒産に見られるであろう。いま少し、この点を再度振り返っておこう。

1825年以前の植民地でイギリス資本が直面した主要な困難性は貨幣の錯綜きわまりない混乱的状况であった。様々の鋳貨が、様々に変形されて、様々の価値を与えられて流通していたのである。この混乱は貨幣の絶対的不足ということの必然的帰結に他ならないのであるが、それはまた、過去の土着の経済的営為の上に立って組織された経済ではなく、いきなり現地にとっては外部である世界市場の要請によって注入された経済(過去とは切断された)のもつ宿命でもあった。しかも、セイロンをはじめとする多くの島国的輸出経済地域は、貨幣的地金の産地でもなければ、大量の人口と底の深い経済の蓄積をもつ地金の退蔵地域でもなかったところから、世界市場の大きな貨幣の流れから、たまたまこぼれ落ちて小さな島国に貨幣が立ち寄ってくれるのを待たねばならぬ、というありさまであった。貨幣上の混乱が生じたのはこの理由による。

生産が組織される初期の段階では、生活必需品を輸入せねばならず、ただでさえ稀少な金属貨幣が流出する傾向をもっていたことから、植民地政府はたまたま流入してきた鋳貨を繰り抜いたり、削りとったりして、外部では通用しないようにした。あるいは、地金価値以上の名目価値で通用させて、外部から鋳貨が流入するような政策を採っていた。このために、濫発された紙幣の減価と金属貨幣の地金価値以上の通用力とが18世紀段階の植民地貨幣の共通した性格となっていた。いきおい、同一種類の鋳貨でも地域間の名目価値の格差が大き

く、変形貨幣とか植民地ドルと呼ばれるスペイン・ドルの変種とかが無数に錯綜して流通するという状況が支配的となったのである。

イギリス資本主義が本格的な資本輸出、したがって、辺境で輸出用一次製品の生産を組織することに乗り出さねばならない段階になったとき、この幣制（と言えるほどのものでもないが）の混乱はまず收拾されねばならなかった。

事態はそれまで手をこまねいて放置されていたわけではなかった。本国からの銀輸入による不換紙幣、変形鑄貨の回収、換算率の混乱のできるかぎりの收拾、植民地ドルの鑄造、等々執拗な政策が繰り返し打ち出されてはいた。しかし、1825年以前には本国の鑄貨を導入することだけは避け、幣制の整理の役割は一貫してローカルな植民地政府の手に委ねられていたのであった。本国が世界市場的規模での幣制改革に乗り出したのは1825年の Treasury Minute を契機としたものである。

そこでは、幣制の混乱を(イ)本国のソヴリン貨を基準として整理すること、(ロ)植民地の鑄貨不足に対処するために本国の補助貨（シリング貨）を導入すること、(ハ)シリング貨の名目価値（本国での通用価値と同一）を維持するためにソヴリン貨の兌換を保証するが、しかし、(ニ)植民地の現地において兌換するのではなく、ソヴリン貨との兌換を保証された本国大蔵省宛手形をシリング対価に発売すること、(ホ)もって、シリング貨の植民地外への流出を阻止すること、等の政策的統一性がめざされていた。

大蔵省手形をシステムの重要な支柱にすえ、その意味においてロンドン金融市場と植民地との緊密な枠組みの設定を狙ったこの壮大な試みも、主として次の2点の結節点の破綻からはやばやと挫折してしまった。

1つは、地金価値で（正確にはその周辺で）通用するという現地の習慣をついに打破できなくなった点があげられる。一方において在来のスペイン・ドルとかルピー銀貨の対金比価に地方的格差があり、他方においてシリング銀貨のみが名目価値として（ソヴリン金貨の補助貨として）の通用を意図して植民地に導入されるという状況にあるかぎり、イギリスの金銀比価を体現したシリン

グ銀貨が恰好の投機対象になったからである。シリング銀貨を国内の流通に投じるのではなく、本国に送り返してソヴリン貨を入手し、それでさらにダブルロン金貨ないしは銀地金を購入して、植民地にもって帰り、スペイン・ドルとかルビー銀貨に転換すれば、シリング銀貨の名目価値通りの実質的地金価値(地方的慣習の価値より多い)を入手できるからであった。もちろん、シリング銀貨が大量に植民地に導入されて、日常取り引きの圧倒的部分がこれで賄われるかぎり、シリング銀貨の地金価値に比して過小評価された他の銀貨は流通から姿を消すはずであった。しかし、ルビー圏のインドに対して圧倒的入超であるという貿易構造が不断の正貨流出を余儀なくさせていた状況下では、インド人の受けとるルビー銀貨需要がきわめて強く、植民地政府の保有するルビー銀貨自体が、せっかく政府により流通に投じられたシリング銀貨を対価に引き出されるありさまであった。要するに銀貨の絶対的不足を解消できるほどの圧倒的な量のシリング銀貨が年々継続して導入される条件が伴われないかぎり、銀貨の地金価値通りの通用という呪縛からの脱却は不可能だったのである。

その2つは、地域の通貨圏から各植民地を切断することの困難性による挫折であった。シリング銀貨を導入し、それとソヴリン金貨との兌換を本国宛スターリング手形の介在で保証するというシステムは、植民地において結果的にソヴリン本位制を確立することに他ならず、シリングによるスペイン・ドルやルビー銀貨の固定的換算もまた結果的にスターリング=ルビー銀貨との為替相場を固定することと同一の効果をもつものであった。このことは、本国政府の全く予想しなかった影響を植民地の通貨に与えたのである。すなわち、対岸のインドでは金銀比価の枠内であれ、スターリング=ルビー相場が変動しているのに、セイロンではそれが固定されているという状況があるかぎり、セイロン内部の銀貨はセイロン側の貿易動向とはほとんど関係なく、インド側の為替相場によって流出入することになったことをこれは意味している。インドとセイロンの商人にとって、ロンドンへの送金に必要なスターリング手形の入手は、インドの相場如何でセイロンで入手するか、インドで入手するかの問題と

なったからである。インドで入手した方が有利なときには、銀貨がセイロンからインドに流出し、逆の場合にはインドから大量の銀貨が流入する。銚貨の完全な払底と、極端な過剰とが交互にしかも短期的な周期でセイロンを襲うようになった。幣制の安定策が皮肉にも、かえって通貨混乱を惹き起こしたのであった。

結局本国政府は、シリング銀貨の導入と大蔵省手形を二大要素とした植民地幣制の本国幣制へのリンクの試みを放棄し、各植民地はそれが本来的に属している地域的通貨圏に帰属させるべきであるとの認識に到達することになる。しかも、1825年の Treasury Minute の失敗は幣制の安定にはローカルな権力のみに頼りきれぬものではなく、さりとて性急に制度的に本国の幣制にリンクさせることでなく、ロンドン金融市場と植民地とを媒介する金融機関が不可欠なことを本国および植民地の政府に強く意識させる契機ともなったのである。世界市場に充分の資金を注ぎ込める拮据りと力をもつ植民地銀行がそれであった。少なくともわれわれは、植民地の幣制が初発から内部事情のみで決定されるものではなく、内部事情の安定のためにも植民地外の巨大な組織とその力に依存しなければならなかった理路をこの経緯からおさえておくべきであろう。

地域的通貨圏の存在の重さを認識しつつも、地域通貨そのものをコントロールする力をもたず、さしあたってはロンドンの豊富な資金を植民地に流し込むことによって現地生産の拡大に対応する方策に頼らなければならなかったイギリス資本主義は、この面の間隙を埋め切ることができず、すべての通貨供給の責任を植民地銀行の手に委ねることになった。銀価値をコントロールするためには、銀圏全体を包摂する金融組織の適切な金利政策、銀行券発行と吸収とをとり行なう債権オペレーション政策等が必須のものであったが、広大なアジアでそのような措置をとりうるほどの段階にイギリス資本主義の力は到達していず、現地銀建て預金の吸収すら思うにまかせないありさまであった。このために、余儀なく、ロンドンのスターリング建て預金および資本金を、ロンドン

市場で銀地金に転換したうえで、インドの鑄造所でルピー銀貨に鑄造し、それを植民地に流すという手段に頼らざるをえなかったのである。事態は少なくとも、ロンドン金融市場とスターリング手形で結びつくことによって安定するという性質のものではなかった。この局面は事態の正確な理解のためにキチッとおさえておかねばならない。

確かに、セイロンの一次産品のヨーロッパ向け輸出は、植民地銀行の発達によってスターリング建て輸出手形の取り組みで対処されるようになったし、現地でその手形は植民地銀行によって買い取ってもらえるというシステムも完備することになった。銀行はその買い取った手形をロンドン金融市場で再割引することも可能だったのである。この局面だけを部分的に取り出せば、ロンドン金融市場とのパイプの完成により問題は終わったようにも見える。しかし、なお排除できない2つの問題が植民地の幣制の上には重苦しくのしかかっていたことは無視できない。1つは、スターリング手形の買い取り資金は依然として現地通貨でなければならなかったという事情である。たとえ手形買い取り銀行が自己の銀行券でその操作を行ないえたと言っても、銀行券自体が現地銀貨（ルピー）の準備を排除しうるものではなかった。手形買い取り額が増大すればするほど、銀行券は増発されなければならなかったし、そのための銀貨補充は継続されなければならなかったのである。すなわち、銀行の輸出手形買い取り能力とは銀行自身の銀貨調達能力のことに他ならなかった。植民地銀行は膨大なスターリング債権を現地鑄貨に転換しなければならない問題に常に悩まされていたのである。もし、現地で手形の再割引市場の成熟があれば、この問題はそれほど深刻なものではなかったはずである。しかし、これは植民地における全面的な金融市場の発達をまたねばならなかった。金融市場が未発達ゆえに貿易金融だけでもロンドンからのパイプに頼っていたのだが、そのこと自体が問題をつくりだしていたのである。ロンドン金融市場での再割引→銀地金調達→インドへの輸送→ルピー鑄造→セイロンへのもち込み、という迂回路による銀補充への依存は、それだけ資金を寝かせる（最低2か月）ことになり、輸

出金融のコストはきわめて高くなってしまう不利さを伴うものであった。しかも、この操作自体がインドの金融市場とロンドン金融市場といった植民地外部の市場の影響にセイロンの内部経済をさらすことを意味していたのである。

第2の困難性は、肝心のルピー銀貨自体がインドに対して流出傾向をもっていったことである。外部から注入されたプランテーション経済の拡大は必然的に南インドからの出稼ぎ労働力に依存するものであったが、これら大量の移入労働者の扶養に必要な食糧および日常生活必需品のほぼすべてはインドからの輸入に頼っていた。しかも、セイロン—インド間の貿易はイギリス系植民地銀行ではなく、土着金融組織である Chettiers とカイインド管区銀行の1つである the Bank of Madras の手になるものであった。これら諸機関のセイロンにおけるルピー債権を植民地銀行のインドにおけるルピー債権と振替えてできれば、問題はかなり緩和されるはずであったが、肝心の植民地銀行が振替えに提供することのできるルピー債権をインド側で保有しえぬかぎり、セイロンからルピー銀貨は絶えず流出することになる。事実、インド省手形の取得という迂回路を通じてこの条件は充たされようとしていたが、セイロンの輸出動向に見合せて、インド政府がインド省手形を発売するわけではなく、インドにおいてルピー債権をもつこと自体が植民地銀行にとっては至難の技であった。このために、ルピー銀貨は、放置されるかぎり、セイロンの輸出の拡大にもかかわらず、絶えずインド側へ流出する傾向にあったのである。流出分を補充すべく、先述の長い迂回路を通じて植民地銀行はインドからルピー銀貨を取り寄せねばならず、それがまた流出し、また取り寄せるというイタチゴッコの操作が繰り返えされざるをえなかった。貿易金融のコストはここでも恒常的に高いものとなっていたのである。

しかも、この2つの難点は時の経過とともに解消に向かうどころか、ますます深刻なものになっていた。そもそも植民地銀行は、植民地において銀建て預金を吸収できなかったからこそ、ロンドンにおいてスターリング建て預金を集めて、それを植民地に流し込んでいたのである。本国政府も Royal Charter

の付与という形式を通じて有限責任銀行という、本国ではイングランド銀行にしか与えられていなかった特権を認めたのも植民地銀行のこの操作を支援するためであった。しかしこの操作が順調に繰り返されるためには、ロンドンの金利よりも植民地の金利が恒常的に高い水準にあるという条件が必要であった。平常時には、植民地の通貨不足という状況に助けられて、この条件は充たされていた。ロンドンの預金者や出資者に対して高い金利、配当金を支払うことも比較的順調に進んでいた。しかし、1870年代の銀価下落がこの状況を一変してしまった。これはインド政府が本国に対して負っていたスターリング建て Home Charges の支払いに悲鳴をあげた状況と同じ事態がイギリス系スターリング建ての植民地銀行を襲ったからである。金銀比価が安定しているときにのみ、本国の債権者に対して高率の配当を支払いえた植民地銀行も、銀価下落の幅だけの収益分を植民地で増大させないかぎり、従来通りの高配当を維持できないという厳しい条件が加わったことをこれは意味する。

もちろん、激しい銀相場の乱高下は、銀行にとり為替投機益を取得できる絶好のチャンスであっただろう。しかし、投機が銀行間で行なわれているかぎり、投機による被害者もまた銀行の中から出てくる。the Oriental Bank Corporation はまさにこの被害者であった。モーリシャスにおけるハリケーンによる砂糖生産の壊滅、セイロンのコーヒーの黄葉病による壊滅、チリ政府債への膨大な投資が銀下落による巨額の損失となってしまったこと、などの不測の事態の打撃を受けたことも事実であるが、しかし、銀投機の失敗が致命傷であったと考えられる。O. B. C. は国際通貨会議で金銀複本位制の妥協が成立し、銀価の反騰があるとの読みで、巨額の銀買いに走っていたのである。会議の失敗が明らかになったとき、O. B. C. は支払い停止に追い込まれたのであった。

そもそも銀圏で活動する植民地銀行は、その地で得た収益（銀建て）をスターリング建てに還元して本国への配当にまわさねばならなかった。すなわち、銀価下落が継続するかぎり、これまでの収益では配当ができなかったのである。そのために、投機に手を出し、禁止されていた Block Debt に手を出し、これ

また禁止されていたエステートを担保とした不良融資を行なうようになっていたのである。倒産直前には、安全な営業方針で有名であった初期の姿勢の片鱗も見出されぬありさまであった。

O. B. C. の倒産はわれわれに次のような理路を保証するであろう。ロンドンの豊富な資金を植民地に流し込むことによって、現地に吸着するイギリス資本の活動舞台は設定されたものの、しかし、このことは舞台の安全性が保証されたことを意味するものではない。地域的通貨圏の論理に幣制が埋没しているかぎり、あるいは地域的通貨圏から脱却して、真の意味でスターリング体制に組み込むだけの力量をイギリス資本の総体がもちえぬかぎり、ロンドン金融市場への過渡の依存は安全性よりも危険性をイギリス資本に与えるものだったのである。インドにおける中央銀行の設立を要求したケインズの主張はこの局面を直視したことの帰結であった。問題は依然として、銀をいかに処理するのか、といった点にあったのである。

そして、上記の2つの事例からわれわれが植民地幣制の性格を結論づけようとすれば、国内経済の深度の浅さのゆえに、また地金の呪縛から幣制を断ち切れぬかぎり、その幣制は外部依存的たらざるをえなかったこと、したがって問題は外部依存型か内部依存型かの幣制の選択にあったのではなく、自然的に所属している地域的通貨圏の噛み合わせの中にどの程度ロンドン金融市場の照射力を介在させうるかといった可能性の大きさにあったと言えるのである。少なくとも19世紀段階にあっては、植民地幣制の安定的整理の作業は、スターリング体制の世界的安定策にとって負担以外の何ものでもなかっただろう。植民地の幣制が本国スターリング体制の下支えになるのは第1次大戦以降になってからにすぎない。しかも、この段階になってはじめて植民地の内部経済の深度は大きくなり、外部依存型か内部依存型かといった選択の可能性はでてきたのであった。要するにわれわれは、ロンドン金融市場との結びつきができたという局面だけをとりえて、軽々しく従属的幣制の確立であったと結論づけてはならないのである。とは言え、20世紀に入ってから組織的な植民地幣制の再編成

を用意する舞台（これこそまさに通貨主権を根こそぎ奪う帝国主義の血の収奪であったが）は19世紀の世界市場の生産の組織化そのものの中にあったことをわれわれは否定するものではない。これは誤解を避けるためにここで付言しておくべきことであろう。

II 輸出の拡大と通貨供給

セイロンにおいては、政府紙幣が廃止された1856年から1918年までは、通貨供給のすべての責任は植民地銀行の銀調達能力に委ねられた時代であった。表面的に見るかぎり、銀行券時代は1884年の O. B. C. の倒産をもって終焉し、この年から Currency Ordinance No. 32 of 1884 による政府紙幣制度への逆戻りによって、大きな制度上の変化があったように見える。しかし、内実はこの制度によって大きな変化があったわけではない。植民地銀行のセイロンにおける営業活動の如何、すなわち、セイロンにおける銀行による貿易金融の供与意欲の大きさ如何によって、銀調達が決定され、したがって通貨供給が決定されるというシステムは依然として不変であったからである。むしろ、発券部門と銀行部門との機能的分離が制度的に確立されただけのことであるし、発券部（政府）の Currency Board はただ銀行が提示するルビー銀貨に対してのみ紙幣を発行する機能を付与されているにすぎないという受動的な機能にとどめられていたのである。

システムの詳細な内容は後述することにして、今の段階ではわれわれは1855年から1918年までの約60年間という比較的長いタイム・スパンをとって輸出の拡大と通貨供給との相関を見ておくことにしよう。この長い期間の間で徐々に生じてきた変化の芽の中に、植民地の幣制の一時代の行き詰りとその克服策の1つの型の特徴が読みとれるからである。

表4・1は一目瞭然のきわめて規則的な平行関係が輸出額と発券額との間にはあったことを示している。言うまでもなく、輸出の伸びが輸出手形の銀行への買い取り依頼を増加させ、その需要に対応すべく銀行がセイロン通貨を入手

表 4・1 輸出額と月平均発券残高(単位 Rs. 100万) 概算

年	1856	'60	'65	'70	'75	'80	'85
発券残高	0.54	1.57	2.69	2.85	4.53	4.18	3.8
輸 出 額	9.81	15.74	23.45	26.47	45.06	33.34	33.8
年	'90	'95	1900	'05	'10	'15	'18
発券残高	6.3	8.5	13.1	13.1	20.0	26.95	37.52
輸 出 額	50.2	77.5	90.9	102.2	166.2	273.4	211.3

(注1) 1856~75年までは 1R.=2S. として換算。

(注2) 1856~80年までの輸出額はコーヒーのみ、1885年以降は全輸出額。

(注3) 1875年以降の輸出額は各年のルピー相場で換算。

(出所) Gunasekera, *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon*, 1962, pp. 50, 52, 95, 123, 144, 147, 149, の各ページより作成。

するためにますます多くのルピー銀貨をセイロンにもち込むようになったことをこれは意味している。換言すれば、5年間という比較的長い単位を移動平均してほぼ60年間のタイム・スパンをとれば、セイロンの通貨需要は比較的順調に充たされていたと言えるであろう。

しかも、この長い期間の間には徐々にではあれ、貨幣需要が輸出部門以外のところにも生じはじめていたことがわかる。初期には輸出額のほぼ10分の1の月平均発券残高があったのに、その数値は緩やかな着実な上昇傾向をみせ、1918年には6分の1強にまで高まっている。この事実だけを根拠とした性急な結論は出せないにしても、内部経済の深化が確実に進行していたことをこれは物語るものであろう。

しかし、細かい局面にまで立ち入って観察すれば、輸出と発券残高との間の相関性の具体的内容にはいくつかの環節のあったことがわかる。

ただちに気づくことは、輸出と発券残高との間の正確な照応関係が、輸出停滞時については、後期になるほど明瞭さを失なってきたことである。表4・2は銀行券時代の一例であるが、ここにはきわめて典型的な事例が表現されている。ところが後年になるとあいまいになっていることが分かる(表4・3, 参

照)。

表4・2で示されているように、1878—1883年は世界的な不況局面であったのだが (W. W. Rostow, *British Economy of the Nineteenth Century*, 1948, p. 33, および Chart 1, 参照), セイロンの輸出総額も1879年から1883年までの間に約 Rs. 5,200万から約 Rs. 3,500万にまで落ち込んでいた。これは主力輸出品であるコーヒー生産の衰退とコーヒー単価の急落によるものであった。銀行券の月平均発券残高は1878年から1882年までの間に25%も縮小してしまっただが、これは過去のパターンの繰り返しであった。

表 4・2 輸出と月平均発券残高 (1878~1883年)

年	総輸出額 (Rs. 1万)	コーヒー 輸 出 額 (Rs. 1万)	コーヒー 輸 出 量 (千 Cwts)	コーヒー単価 (1 cwt 当た) (Rs.)	月 平 均 発 券 残 高 (Rs. 1万)
1878	4,734	3,395	632	107	472
1879	5,200	4,029	780	107	384
1880	5,043	3,334	657	104	418
1881	3,566	2,137	437	100	376
1882	3,634	1,798	465	81	368
1883	3,521	1,352	305	81	410

(出所) Ceylon Government Gazettes; Gunasekera, *ibid.*, p. 61 より作成。

1885年以降、セイロンの幣制は the Paper Currency Ordinance of 1884 により、いわゆる Currency Board System に移行した。これは Colonial Secretary, Treasurer, Auditor-General を構成メンバーとする Board of Commissioners of Currency (Currency Board) がもち込まれたルピー銀貨

表 4・3 輸出額と月平均発券残高 (1885~1895年) (単位: Rs. 100万)

年	1885	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95
輸 出 額	33.8	33.6	38.4	39.3	46.1	50.2	58.3	61.1	68.0	71.2	77.5
月 平 均 発 券 残 高	3.8	4.3	4.4	5.1	6.4	6.3	7.5	7.8	7.6	7.4	8.5

(出所) Monthly Statements of the Commissioners of Currency; Gunasekera, *ibid.*, p. 123, より作成。

を対価として政府紙幣を発行するというシステムのことであり、紙幣発行は常

に受動的なものであった。したがってそれは、輸出動向、すなわち植民地銀行によるルピー銀貨導入意欲と敏感に反応するはずのものであった。

しかし、表4・3が示すように、1885年から1886年とかけて輸出額は Rs. 20 万に落ち込んだのに発券残高は逆に Rs. 50 万増加した。1889年から1890年にかけては、逆の現象が生じている。輸出額は Rs. 390 万も増加したのに、発券残高は逆に Rs. 10 万の減小を示したのである。1892年から1894年にかけても同じようなことが生じている。この間、輸出額は実に Rs. 1,010 万も急増したのに発券額は逆に Rs. 40 万分縮小してしまっている。もちろん輸入動向および直接投資動向も加味した国際収支全体の動きから正貨の流出入を判断しなければ誤解をもたらす惧れが多分にあるものの、少なくとも、銀行券時代に比して、輸出額と発券額との間にあった直接的な関係がかなり薄まりつつあったことだけは確かであろう。この関係がかなり他の要因によって規定されるようになってきていたことは、輸出額と発券額との増減の幅を比較することによっても理解される(表4・4)。表4・3と同じ期間をとって確かめてみることにしよう。

少なくとも確認しておかなければならない史実は、表4・3と表4・4がカバーする全期間を通じてセイロンが入超を計上した年は一度もなかったということである。しかも、直接投資形態をとる資本流入も全期間プラスであった。すなわち、出超および狭義の資本収支がプラスであるかぎり、セイロンの発券残高は年々着実に輸出動向と歩調を合わせて増大していなければならなかったはずである。もちろん表4・1でわれわれが確認したように、長期のトレンドとしては、輸出の増大と通貨供給の増大とはほぼ照応したものであったし、基本的な両者の相関関係の存在は否定しえぬ事実ではある。

しかしわれわれが注目しなければならないことは、両者の相関関係のトレンド線からのズレが政府紙幣制度以降大きくなったということであり、とくに1890年代に入ってから、輸出の激増にもかかわらず、本来ありうべからざる通貨供給の減少がはじめて生じたという事実である。これはセイロンの輸出動向

表 4・4 輸出額および月平均発券額の対前年増減率 (%) (1886~1895年)

年	1886	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95
輸出額	- 0.6	+14.2	+ 2.3	+17.3	+ 8.9	+16.1	+ 5.0	+11.3	+ 4.7	+ 8.8
発券額	+13.2	+ 2.3	+16.0	+25.5	- 1.6	+19.0	+ 4.0	- 2.6	- 2.6	+14.9

(出所) 表 4・3 より作成。

表 4・5 ルピーの対スターリング相場 (1893~1898年) (単位: Rs.)

年	1893	'94	'95	'96	'97	'98
為替相場	15.1	13.5	13.4	14.6	15.5	16.3

(出所) Indian Currency Committee 1898: Appendices, p. 144, より。

と密接に照応していた正貨の流入が、次第に他の要因によって規定される度合いが大きくなりつつあったことを示唆するものである。

他の要因とは、主として、銀価下落に歯止めをかけるべく、インド政府がルピー銀貨の自由鑄造とルピー銀貨流通量の削減に乗り出すという政策のことであった。すなわち、1872年から1892年にかけて標準銀1オンスの価格が60 $\frac{1}{2}$ d. から39 $\frac{1}{2}$ d. にまで下落するとともに、ルピーの対スターリング相場も 1s. 10 $\frac{1}{2}$ d. から 1s. 2 $\frac{1}{2}$ d. にまで落ち込んでしまった (Indian Currency Committee 1898: Appendices, p. 144, 参照)。そこでインド政府は Herschell Committee の勧告に従い、1893年6月26日から銀の自由鑄造禁止と流通ルピー銀貨の回収策に出たことは周知のことであろう。この効果は、短期間、一種のショック効果によって1893年にルピー相場の急上昇として現われたが、すぐにもとのもくあみと帰したので、インド政府は再度のルピー回収策を強く打ち出すことになった。表4・5はそのめざましい効果を示すものである。すなわち、インドの通貨当局は、ルピーの相場を 1s. 4d. にまで上昇させることを目標に、1892—93年で Rs. 1,250 万のルピー銀貨の新規鑄造を行っていたのに、1894—95年にはわずか Rs. 94,595にまで下げ、さらに1897—98年には Rs. 499,219まで落としたのである (Indian Currency Committee 1898, Appendi-

ces, p. 148, 参照)。それだけではない、植民地銀行にとって自己のスターリング債権をルビー債権に転換するための最大の介在物であったインド省手形の発売をインド側が極端に制限したのである⁷⁾。

上記のインド政府の措置から受けたセイロンの打撃は大きかった。植民地銀行にとって上記の措置は、セイロン→ロンドン→インド→セイロンというルートで流れるスターリング債権→インド省手形→ルビー債権→セイロン紙幣という各種通貨の転換過程の回路が遮断されたことを意味するからである。すでにインド自体で金融が逼迫していたのであるから、セイロンもその影響から逃れることはできなかった。事実、植民地銀行はルビー銀貨をインドからセイロンに輸入するどころか、セイロンからインドにルビー銀貨を輸出してしまったのである。銀行によるセイロンからのルビー銀貨のもち出しは、1896年12月から1897年3月にかけて Rs. 400万もの額に達したという。このことを報じた *Statist* (セイロン) の1897年3月号は次のような記事を掲げている。

「インド金融市場の逼迫は、セイロンの茶産業に深刻な影響を与えている。これは疑いもなく他の産業についても同様である。しかも、インドにある銀行の本店は鑄貨をセイロンからインドの方へ引きあげつつある。その結果、銀行は従来のように貸し出しを行なうことができず、経済界は静止してしまったようである。とくに、土着民の苦しみは大きい。土着の金融組織が銀行から自由に資金借入れができなかったからである」(Gunasekera, *op. cit.*, p. 125, より引用)。

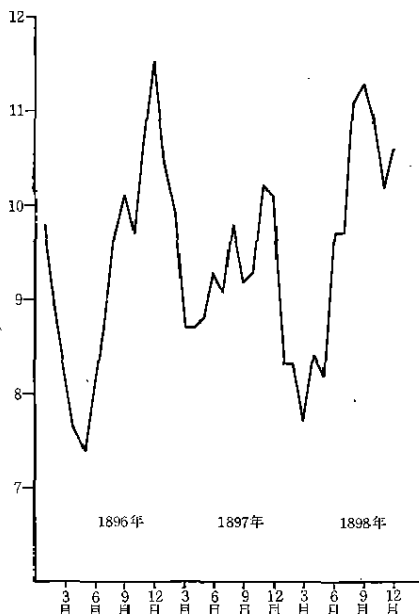
7) 一般に Council Bill は Home Charges 資金調達のためから出たものであるが、1896-7年頃からルビーのスターリング相場を維持するためにも使用されはじめた。もっぱら相場維持のために使用されるようになったのは、Home Charges の額に関係なく政策的に売り出すとのインド政府の意志を表明した1904年以降であった。具体的効果は、この Bill の売り出しを制限することにあったが、この制限政策が為替銀行にとってはルビー調達の困難さを惹き起こす役割をはたしたのである。C. Mackenzie, *Realms of Silver*, 1954, p. 185, 参照。しかし、同時にこの措置は、イギリス以外の列強によるインド締調達がきわめて困難となることを意味していた点もわれわれは見ておく必要がある。とくに、第1次大戦中の銀の世界的騰貴とイギリス自身の対インド入超構造の深化により、ルビー資金調達はこの Council Bill を通じる他はなく、このことを利した差別的貿易政策があったことはきわめて重要な意味をもつ。ibid., p. 221, 参照。

この文面からわれわれは、植民地銀行と土着金融組織とが言われている程完全に切断されていたのではなく、現地経済の内部への浸透の手段として植民地銀行が土着の金融組織を利用していた形跡のあることを知るのであるが、いまはこのことを論じる機会ではない。

ここではインドという地域的大通貨圏の影響がストレートにセイロンの幣制におよんでいたことを理解すれば充分である。そして生産の拡大と通貨供給の拡大、および現地の本位貨幣の対外価値の維持という3つの要因の間に、相互に均衡破壊の芽が大きくなってきたことを確認しておくべきであろう。

1896年初めから、1898年末にい

図4・1 月平均発券残高の推移(1896～1898年)(単位:Rs. 100万)



(出所) Gunasekera, *ibid.*, p. 126, より転載。

たるまでのセイロンの発券残高の四半期ごとの変化は図4・1に示されている。

すなわち、発券残高は1897年1月には Rs. 1,150万あったのに、1897年3月には Rs. 879万と大きく減少したあと、この年の12月には Rs. 1,020万に回復し、また減少しはじめて、1898年3月には Rs. 740万という最低値に達したのである。輸出額が1896年の Rs. 6,790万から1898年には Rs. 8,410万と順調な拡大を示したことを鑑みれば、インド側の事情によるセイロンからのルピー銀貨の引きあげという通貨収縮の直接的効果がいかに大であったかが理解できるだろう。

以上、大まかな問題の所在を確かめたうえで、われわれは、Currency Board

System の具体的な機能，とくにルビー銀貨不足による通貨収縮という危機に対処するために，この機能がどのように整備されて行ったのかを問題別に分けて追うことにしよう⁸⁾。

——(この稿未完)——

8) 本稿は，戦後の国際通貨制度の発展と動揺の基本因を基軸通貨国がその地位を守るべく後進的地域への依存（通貨面，資本投下面，原料面，生産の新しいフロンティア面）を深めることからくる本国民経済の空洞化に求め，その過程の担い手である為替銀行の活動にその証左を見出そうとするわれわれの究極の証明事項への過渡的中間的総括である。われわれは為替本位制の性格吟味をその第一段階にしているが，これは，1940年代以降発展したこの制度と，幣制改革の起点である1825年との間の長いタイム・スパンに流れる論理を概括する点にウェイトをおいたものである。したがって，本稿はわれわれの以前の3論文を総括することから論をはじめている。前3論文とは次の通り。①「世界市場創設期におけるアジアの為替と信用—方法の問題」(『甲南経済学論集』第17巻第1号，1976年)，②「植民地幣制の起点 the Treasury Minute of 1825, について(上)，(中)，(下)」(『経済論叢』第120巻第3・4号，1977年；第120巻第5・6号，1977年；第121巻第1・2号，1978年)，③「The Oriental Bank Corporation, 1851-84年(上)，(中)，(下)」(『経済論叢』第121巻第4・5号，1978年；第121巻第6号，1978年；第122巻第1・2号，1978年)。